

審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部 林業振興課 林業経営強化係
内線番号	5019

No.	項目	内容
①	処分名	合併の認可(生産森林組合)
②	法令名	森林組合法
③	法令番号	昭和53年法律第36号
④	根拠条項	第100条第4項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:京都林務事務所長、山城広域振興局長、南丹広域振興局長、中丹広域振興局長、丹後広域振興局長)
⑥	法令の定め	第100条第4項(抜粋) 第83条(第6項を除く。)の規定は組合の解散について、第84条、第84条の3、第84条の4第1項及び第2項本文、第85条(第3項を除く。)並びに第86条から第88条までの規定は組合の合併について、第89条第1項及び第90条並びに会社法第502条並びに第507条第1項及び第3項の規定は組合の清算について、それぞれ準用する。 第84条第2項 合併をするには、定款及び事業計画を行政庁に提出して合併の認可を申請しなければならない。
⑦	審査基準	・森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針 (平成30年3月27日付け29林政経第359号林野庁長官通知) IV-2-1-3 森林組合等の合併 IV-2-1-3-2 申請及び認可 (2) 審査要領 別添2 標準処理期間等 第1 申請に対する処分 1 審査基準(5)、(7)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	農林水産部 林業振興課 林業経営強化係 (電話)075-414-5019
⑬	備考	

- ・森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針
(平成 30 年 3 月 27 日付け 29 林政経第 359 号林野庁長官通知) (抜粋)

IV-2-1-3 森林組合等の合併

IV-2-1-3-2 申請及び認可

(2) 審査要領

法第 84 条第 2 項 (法第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。) の規定による森林組合等の合併の認可を行う場合は、法第 79 条 (法第 109 条第 4 項において準用する場合を含む。) の認可の基準に準じて行うものとし、具体的には、以下の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、合併が真に意義のあるものとなるよう審査し、認可を行うものとする。

① 基本的事項

- ア 組合員の意思反映が適正に行われたか。
- イ 組合員のニーズに適切に対応する態勢整備が図られ、組合員との結びつきにも十分配慮したものであるか。
- ウ 関係機関や団体等との連携が図られているか。
- エ 合併後、森林組合等が行うこととなる事業について、相応する経営的基礎を有しているか。
- オ 合併により事業・組織の健全性が損なわれる可能性が高く、組合員や取引先等に不測の損害を与えるおそれはないか。
- カ 合併に伴う支所の設置等について、森林組合等の機能が十分に発揮され、健全な運営ができるものとなっているか。

② 形式的事項

- ア 申請書は正規な申請者から認可権者宛てに提出されているか。
- イ 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。
- ウ 定款は法第 42 条第 1 項及び第 2 項 (法第 109 条第 3 項において準用する場合を含む。) に規定する事項が全て網羅されているか。
- エ 決定手続は法第 63 条、第 84 条等に照らし適法になされているか。
- オ 合併契約は、施行令第 7 条第 1 項に規定する内容となっているか。
- カ 新設合併の場合は、法第 85 条等に規定する手続が適正になされているか。
- キ 合併によって消滅した森林組合等に係る権利義務の承継が適正になされているか (消滅した森林組合等における適正な手続がなされているかどうかも含む。)
- ク 合併によって消滅する森林組合等、合併後存続する森林組合等にあつては、法第 87 条の 2 (法第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。) に基づく手続が行われているか。

③ 定款の内容に関する事項

- ア 目的、事業等の基本事項は、法第1条、第4条、第9条等に照らし適正か。
- イ 事業の執行に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。
- ウ 組合員に関する規定は、法第27条及び第103条の範囲となっているか。
- エ 経費の分担に関する規定は、組合員間の公平性が確保できるものとなっているか。
- オ 役職員に関する規定は、森林組合等の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。
- カ 総会に関する規定は、法第58条、第60条、第60条の2、第60条の3、第61条等に照らし、合法的に行われるものとなっているか。
- キ 会計に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。

別添2 標準処理期間等

第1 申請に対する処分

1 審査基準

- (5) 法第100条第3項において準用する法第79条の規定による生産森林組合の設立の認可に係る審査基準は、森林組合の認可の基準に準ずる。なお、定款の審査に当たっては、当該生産森林組合の定款が「生産森林組合模範定款例」（昭和53年7月26日付け53林野組第157号農林水産事務次官依命通知）に準拠しているかどうかを考慮するものとする。
- (7) 法第100条第4項において準用する法第84条第2項の規定による生産森林組合の合併の認可に係る審査基準は、(5)に準ずる。